

電力・ガス取引監視等委員会

第60回料金制度専門会合

1. 日時：令和6年9月18日（水） 15：01～16：53
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、松村委員、村松委員、安念専門委員、大橋専門委員、大屋敷専門委員、川合専門委員、河野専門委員、新家専門委員、東條専門委員、華表専門委員、平瀬専門委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○黒田NW事業監視課長     それでは、定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第60回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

初めに、本会合の構成員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。資料2を御覧ください。

本会合のメンバーとして御尽力いただきました北本委員、圓尾委員、梶川委員が御退任されました。今後は、これまで専門委員として御参加いただいていた松村様が監視等委員会の委員になられましたので、今後は委員として御参加いただきます。また、新たに監視等委員会の委員になられた村松様に御参加いただくほか、新たに大橋様、新家様、関口様が専門委員に御就任されております。

まず、松村委員より一言お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○松村委員     松村です。よろしくお願いいたします。ずっとやっているのに新任という格好で変な気持ちですが、初心に返って責務を果たせるように頑張ります。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長     ありがとうございました。続けて、村松委員より一言お願いいたします。

○村松委員     村松です。お世話になります。今回、こちらの会合の委員となりました村

松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

料金に関しては、国民からの関心は、専ら高い品質と抑えた料金といった観点で見られておりますが、多くのステークホルダーがいる中で、視点が偏ることなく、公平、透明な検討がなされるように、委員の目線をしっかり持っていきたいと思っております。

また、この委員会の監視等の行為が事業者の方々にとってネガティブなものではなく、企業努力を後押しするものでありたいと考えております。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      ありがとうございました。続けて大橋専門委員より一言お願いいたします。

○大橋委員      大橋と申します。東京大学で経済学を専門にしています。今回初めて参加させていただきます。

料金についていろいろ勉強しなければいけないことも多いですけども、頑張って職責を果たしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      ありがとうございました。続けて新家専門委員より一言お願いいたします。

○新家委員      みずほ証券でエネルギー業界の担当アナリストをしております新家と申します。

今回このような立場で参加させていただくのは初めての経験になり、電力業界は10年以上長く担当させていただいていますけれども、こういったより専門的な議論に参画させていただくのは初めてなので、しっかり勉強させていただきながら、適切な方向に議論が行くように貢献できればなと思っております。

特に金融市場に長年携わり、株式市場の様々な投資家との対話の経験を生かしながら、何らかお役に立てることがあればと思って頑張っていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      ありがとうございました。なお、関口専門委員については本日御欠席のため、御挨拶については割愛とさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長      山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、議題が議事次第にありますように3つございます。

それでは、早速ですけれども、議題の1「レベニューキャップ制度における期中評価について（2023年度・目標計画③）」に関して事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      それでは、資料3に基づきまして説明させていただきたいと思います。「レベニューキャップ制度における期中評価について（2023年度・目標計画③）」ということでございます。

本日御議論いただきたい事項でございますけれども、第58回、第59回の会合におきましてレベニューキャップ制度の目標計画のうち11項目について御議論いただいたということでございまして、本日の会合では残りの7項目について事務局が整理した内容を報告させていただき、御審議いただきたいということでございます。すなわち、停電対応、設備拡充、設備保全、無電柱化、新規再エネ電源の早期かつ着実な連系、需要家の接続、計量、料金算定、通知等の確実な実施という7項目についてでございます。

今回、目標計画③ということで、目標計画が一巡いたしまして、プラス後の議題で事業収入全体の見通し、前提計画と費用計画についても御議論いただく予定としております。

それから、目標項目で18項目のうち今回議論するところは赤の部分ということで、これまでレピュテーションインセンティブの項目について扱ってまいりましたが、本日の事項については一部収入条件の引上げ、引下げに係る事項も入ってくるということでございます。

評価のポイントでございますけれども、各項目共通として、定量的な項目については目標値に対する実績値の確認、定性的な項目については計画に対する進捗状況の確認、また取組を行っている中での成果や課題、取組状況の確認について確認していきたいということでございます。よろしく願いいたします。

早速ですけれども、①ということで停電対応、8ページ以降を御覧いただければと思います。

9ページ、概要でございますけれども、停電対応の項目に係る指針における目標につきましては、規制期間における停電量、低圧電灯需要家の停電が対象になりますが、こちらが自社の過去5年間（参照期間2017～2021年度）における停電量の実績を上回らないことが目標となっております。インセンティブの付与方法については、翌期間の収入上限の引上げ、引下げということでございます。

具体的なインセンティブの付与方法については、10ページでございますけれども、いわ

ゆる縦比較、横比較双方でやっていくということになっておりまして、まず縦比較としては、規制期間における停電量が自社の過去実績から５％以上減少し、かつ横比較で規制期間における停電量の割合が少ないほうから10社中３位以内に入った場合についてはボーナスを付与ということで、ボーナスの水準は収入上限の0.025％ということでございます。

それから、一番下の縦比較で規制期間における停電量が自社の過去実績から５％以上増加し、かつ停電量の割合が少ないほうから10社中４位以下ということになった場合についてはペナルティを付与ということで、ペナルティの水準は収入上限の0.05％引下げを行うということになっているということでございます。こちら５年間で評価するというところでございます。

2023年度の実績の取組の確認結果ということで、13ページにサマリーを載せさせていただいております。

まず、この後表で説明しますが、2023年度の実績値につきましては、10事業者中5事業者が過去実績から５％以上減少した一方で、4事業者は過去実績から５％以上増加ということになりました。

なお、※で下を書いておりますけれども、なおということで、自然現象や他物接触等の外生要因による停電量については評価対象から除外して、内生的な要因について比較しているということでございます。

2ばつ目としまして、停電量が過去実績より増加した5事業者については、停電再発を防ぐ取組として、原因分析を踏まえた取組強化策を検討して、周知しているということを確認してございます。

また、各事業者においては、停電自体を防ぐ取組として、巡視点検や高経年化設備の更新等を実施していたということでございます。

また、気づき事項として、停電量の一層の低減に向けて健全区間への送電のさらなる早期化や配電線故障箇所探査の改善の必要性を挙げている事業者がいることを確認したということでございます。

14ページ、15ページは、先ほど申し上げた外生的な要因は除外してというところの説明をしておるところでございます。

17ページは、実際の10社の数字を挙げさせていただいているということございまして、右側にある赤で囲っているところですが、乖離率が実績値と目標値の乖離の割合と、一番右の停電量の割合という項目でございますが、青字と赤字にしておりますのは、乖離

率については先ほどの過去実績から５％以上減少した会社については青字、それに対して過去実績から５％以上増加した事業者は赤字としております。

それから停電量割合については、10社中３位以内が青字、４位以下が赤字ということでございまして、今回１年目なので即座にということではございませんが、５年のトータルで青になった場合には先ほどのインセンティブと、赤になった場合はペナルティになっているということでございまして、現状１年目はこういった状況になったということでございます。

それから、18ページ以降、主な乖離要因や今後の取組強化策を各社に提出していただいております。停電が発生した事象を踏まえた強化策を挙げていただいているということでございます。というのが停電対応についてでございます。

②が設備拡充ということでございまして、24ページに概要を記載しております。目標につきましては、マスタープランに基づく広域系統整備計画について、規制期間における工事全てを実施するということになっておりまして、レピュテーションインセンティブでございすけれども、計画未達成の場合にはその分の費用を翌規制期間の収入上限から減額するという扱いとなっているということでございます。

23年度の取組の確認結果でございますけれども、広域連系ということで対象となるのが北海道本州間の連携設備、東北東京間、それから東京中部間という３つになってございまして、対象事業者はそこに書いてあるとおりでございます。一部遅延が発生している工事がございすけれども、これについても工程の調整により計画された竣工時期に遅れはないという説明を受けているということでございます。

ローカル系統や配電系統工事の進捗については、投資計画の確認において実施予定ということでございます。

次に３つ目、設備保全でございます。30ページでございますけれども、こちらは２行目のところ。各一送の高経年化設備の状況やコスト、施工力等を踏まえて、中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成するという目標となっているということでございまして、インセンティブの方法としてはレピュテーションインセンティブでございすけれども、計画未達成の場合にはその分の費用を翌規制期間の収入上限から減額になっているということでございます。

こちらの取組状況のサマリーが32ページでございますけれども、各事業者の取組を確認いたしましたところ、工務電線、鉄塔、変圧器、遮断器等といったいわゆる送変電の設備

につきましては、計画未達の事業者が多かった。一方で、コンクリート柱や柱上変圧器といった配電設備については、計画達成の事業者が多かったという状況でございました。

こちら計画未達の要因について確認したところ、用地（地権者）事情による竣工時期の遅れですとか、停電調整による工事実施時期の変更、半導体不足等に伴う資機材の長納期化などによるものという説明を受けております。また、用地事情や停止調整による繰延べリスクへの早期対応ですとか予防や繰延べ発生時の件名入替早期化、施工力の確保といった課題が見られ、それに対する工法の改善や早期発注といった取組を今後強化していくという説明を受けているということでございます。

また、未達事業者については、今後の取組計画を確認し、第1規制期間内で計画どおり達成できる見通しということを確認しておりまして、特に北陸送配電については震災影響により施工力に懸念はあるものの、施工力を最大限活用し工事を推進していくことを確認しているところでございます。

33ページで具体的な事業者の計画値と実績値の比較ということを載せさせていただいております。33ページは総変電の設備になりますけれども、こちらについては赤字の計画未達の事業者が多いという状況が見て取れる状況でございます。

一方、34ページも配電の設備になるのですが、比較的計画達成している事業者が多いという状況になっているということでございます。

35ページ以降は、事業者ごとにそれぞれ計画と実績値の乖離の要因ですとか今後の取組強化策を挙げさせていただいておりますけれども、これについては割愛させていただきます。

次に42ページ以降の無電柱化でございます。こちらにつきましては、国土交通省が策定している無電柱化推進計画を踏まえまして、各道路管理者の道路工事状況や、施工力、施工時期を加味した工事計画を一送が策定し、それを達成するという目標になっておりまして、インセンティブの付与方法としては、レピュテーションインセンティブになっているということでございます。

45ページに無電柱化の取組に関するサマリーを載せさせていただいておりますけれども、無電柱化は2つのパターンがありまして、46ページの電線共同溝と単独地中化という2つの方法があるということでございまして、電線共同溝は道路管理者が整備して、一般送配電事業者はケーブルや地上機器等を整備するという手法、単独地中化につきましては、電線管理者たる一般送配電事業者が自ら無電柱化を行うという2パターンがあるということ

でございます。

45ページに戻りまして、電線共同溝については、関西送配電、沖縄電力の2社が23年度の計画を達成しているという状況、それから単独地中化については、東京P G、北陸送配電、中国NWの3社が計画達成ということでございましたけれども、その他の事業者は計画に対して未達という状況であるということでございまして、その要因については3項目でございますが、電線共同溝につきましては地権者交渉の難航、道路管理者との工程の調整などが要因と。単独地中化については、それに加えて、第1規制期間中に効率的に実施するための計画修正や土砂崩れなどによる道路啓開の予定変更といった要因も確認されたということでございます。

なお、未達事業者については、単独地中化については第1規制期間において計画どおり達成できる見通しであることも確認しているところでございます。

48ページが無電柱化の実績の確認ということで、電線共同溝、単独地中化それぞれございますが、青の事業者については単年度の計画を達成しているけれども、赤の事業者は未達ということでございます。

49ページ以降でその要因と対応策ということですが、要因は先ほど申し上げたとおり、地権交渉等によるものという説明でございます。

次に、⑤新規再エネ電源の早期かつ着実な連系でございます。

56ページでございますけれども、目標が2つございまして、接続検討の回答期限超過件数をゼロにすること、2つ目が契約申込みの回答期限超過件数をゼロとするという2つの目標になっておりまして、インセンティブ付与方法としては、翌規制期間の収入上限の引下げということでございます。

なお、回答期限超過件数の定義でございますけれども、様々な超過する理由がございまして、申込者の都合によるものと受付者都合によるものとあるわけですが、今回については受付者都合、一般送配電事業者の都合として超過したものを整理しているということでございます。

具体的なインセンティブ付与の考え方ですけれども、こちらも縦比較、横比較で実施しておりまして、一番上のまず縦比較が自社の過去実績を上回る、横比較として規制期間における超過割合について少ないほうから10社中4位以下の双方に当てはまった場合にペナルティを付与ということでございまして、2つの目標についてそれぞれ評価するということで、0.05%掛ける最大2項目ということで、それぞれで評価していくということになっ

てございます。

23年度の実績でございます。61ページ、まず接続検討の回答期限の超過件数につきましては、全事業者においてゼロ件を達成しているということで、過去実績は当然上回っていないという結果になってございます。

それから、契約申込みの回答期限超過件数につきましては、九州送配電を除く9事業者において参照期間実績の発生率を下回ったということで、北海道NWと九州送配電2事業者を除いてゼロ件を達成したということでございました。

なお、先ほどの件数があつた2事業者については、要因等ヒアリングをしております、北海道NWの案件につきましては、先行申込案件の取下げによる回答期限の見直しがあつた。九州送配電については、3件のうち2件については十分な進捗管理ができておらず、検討不備による発生ということで、1件についてはやや特殊な大規模な洋上風力の連系案件があつて、特殊な連系形態だったため、検討に多く時間を要したという回答になっておりますけれども、今後の取組強化策として回答遅延が生じないように工程管理を実施していくといった回答を頂いているところでございます。

次に、⑧需要家の接続の項目になります。こちらにつきましては、目標が供給側接続事前検討の回答期限超過件数をゼロにすることで、こちらについてもインセンティブについては翌規制期間の収入上限の引下げということでございます。

供給側接続事前検討の回答期限超過につきましては、託送供給等約款で供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせするといった記載になってございますので、こちらの期限が超過していないかということを確認しているということでございます。

インセンティブの付与方法ですけれども、こちらも縦比較と横比較で、縦比較が自社の過去実績を上回った場合、横比較は10社中4位以下という2つに該当した場合にペナルティということで、水準としては収入上限の0.05%ということになってございます。

こちらの確認内容が70ページでございますけれども、2023年度の接続検討の回答期限超過件数につきましては、全10事業者において参照期間実績の発生数を下回ったということで、2事業者を除いてゼロ件を達成しているということでございます。

発生があつた東京PG、中国NWに要因等をヒアリングしておりますけれども、メールの送信を漏らしたといったヒューマンエラー的な内容になっておりますので、今後の対応としてこういった事象がないようにということで見直し等を実施しているということでござ

ざいます。

最後⑨ですけれども、計量、料金算定、通知等の確実な実施という項目になってございます。こちらにつきましては、目標が3つの項目、電力確定使用料、託送料金、インバランス料金に分かれておりまして、それぞれについて誤通知、誤請求ですとか通知遅延をゼロ件にするというのが目標になっているということでございまして、インセンティブの付与方法としては、翌規制期間の収入上限の引下げということでございます。

具体的なインセンティブの付与方法ですけれども、縦比較、横比較で縦比較として自社の過去実績を上回っている、横比較として割合が少ないほうから10社中4位以下という双方に当てはまった場合、1項目でも該当すれば0.05%という水準の収入上限の引下げ、最大0.05%ということになってございます。

サマリーが77ページでございますけれども、2023年度の実績のうち、まず電力確定使用量の誤通知、通知遅延及び託送料金の誤請求、請求遅延につきましては、目標（発生件数ゼロ）に対しては未達であるものの、参照期間実績（過去5年の実績値）の発生率との比較では各事業者おおむね下回っているという状況でございました。

一方で、インバランス料金の誤請求につきましては、北海道NW、中国NW、九州送配電の3社については、発生ゼロ件を達成している一方で、5事業者につきましては、参照期間実績の発生率を上回ったということでございます。また、インバランス料金の請求遅延につきましては、中部PGを除く9事業者が発生件数ゼロを達成していたということでございました。

各事業者においては、誤通知や通知遅延を防ぐ取組として、業務処理手順書の作成や手続自動化、社内教育を実施していることを確認しておりまして、またインバランス料金の誤請求につきましては、未達の事業者は、再発防止の取組として、原因分析を踏まえた取組強化策を立案し、社内に周知していることを確認してございます。

なお、22年度以降、インバランス料金単価の誤算定が多く生じていることを踏まえまして、監視等委員会事務局におきまして、2023年10月に一般送配電事業者におけるインバランス料金単価誤算定の再発防止に向けた取組とその進捗状況を確認するための会合を開催しておりまして、また今年度におきまして、9月下旬に同会合を開催して、事業者から再発防止策の進捗状況を確認予定としてございます。

具体的な数字でございますけれども、まず78ページが電力確定使用料の誤通知件数ということで、各社過去の参照実績から下回っているという状況でございます。

また、電力確定使用料の通知遅延につきましても、同じく全10事業者において参照期間実績の発生から下回ったということです。

80ページ、託送料金の誤請求につきましても、各社参照期間実績の発生率から下回っているということです。

81ページの託送料金の請求遅延件数につきましては、関西送配電を除く9事業者において、参照期間実績の発生率が下回ったということでございまして、83ページに記載がございますけれども、託送ホームページへの請求書公開処理を漏らしたことにより、地点数の多い1事業者に対して、託送料金の請求遅延（1日）が発生ということ。この事象によって過去実績を上回っているという報告を受けているということでございます。

それから、インバランス料金の誤請求につきましては、3事業者でゼロ件を達成した一方で、赤字になっている5事業者につきましては過去実績を上回っているという状況でございます。

そして、最後、インバランス料金の請求遅延につきましては、中部PGを除く9事業者がゼロ件を達成し、中部PGは過去実績を上回っていると。こちら1年目でございますけれども、最後5年間で判断することになってございます。

最後、89ページ、まとめでございますけれども、事務局が整理した内容を報告させていただいたとおり、目標計画のうち7項目の23年度の進捗状況について確認いたしました。

2ばつ目で設備保全の配電設備関係の高経年化対策に関しては、多くの事業者が計画を達成していたですとか、また新規再エネ電源の早期かつ着実な連系及び需要家の接続につきましては、業務フローの見直しなどの創意工夫により、回答期限超過件数は多くの事業者でゼロ件であった。

一方で、計量、料金算定、通知等の確実な実施については、多くの事業者で過去5年の実績値からはおおむね下回っていたものの、インバランス料金の誤請求については、10社中5事業者で過去実績の発生率を上回っていた。また、設備保全の中で送変電設備に関しては、多くの事業者が未達であったですとか、無電柱化についても地権者交渉の難航等により多くの事業者が未達であったということでございます。

また、停電対応については、停電量の実績値について、10事業者中5事業者が過去実績から5%以上減少した一方で、4事業者は過去実績から5%以上増加ということでございました。

上記の内容及び24年度以降の計画を踏まえまして、来年度以降も事業者の取組実績の進

捗状況の評価を行っていく。特に、一部の項目において計画比未達の事業者については、引き続き状況を確認していくこととしたいということでございます。

90ページ以降は参考資料でございますので、説明は割愛させていただきます。

私からは以上でございます。

○山内座長      どうもありがとうございました。それでは、今御説明いただいた期中評価について皆さんから御意見、御質問を受けたいと思います。手挙げ機能で発言の意思表示をしていただければと思います。

早速大橋委員の手が挙がりました。大橋委員、どうぞ。

○大橋委員      ありがとうございます。きょう、私は途中で退席させていただくように事務局にお伝えしていたので、恐縮ながら先に手を挙げさせていただきました。

今回、冒頭でも御紹介申し上げたのですけれども、初めてなので全体感も含めてお話しできればと思っています。

今回のレベニューキャップ制度というのは、送配電のネットワークにおいて効率化インセンティブを提示しながら、アウトプットを高める評価、あるいは新たな取組を促していくという制度として今回、2023年から新たに開始された制度だと承知しています。

今回、5年間、2023年から27年までの第1規制期間において実施している中での期中評価ということですが、当然今回、レベニューキャップ制度が我が国で初めてなので、ある意味ここから学べるものがあれば、第2規制期間で第1規制期間とは別のやり方で行うなりというアップデートをしていくという中での今の取組もあるのだろうという認識でいます。

そうした観点で評価についてのまず1つの大きな考え方について思うところなのですが、今回頂いた評価は、ある種誤算定ゼロにするとか、停電時間をどれだけにするという目標を立てて、それが達成されたかどうかという基本的にマルとバツをつける作業をしているという認識でいます。

他方で、PDCAといったときに何が重要かという、チェックしてマルバツをつけるということよりは、うまくいかなかった場合にそれをどうアクションにつなげていくのか。アクションにつなげるということがある意味、送配電ネットワークにおける人材育成とかより良い人を採用していかなければいけないですし、事業としての魅力を高めていくことにつながっていかないと、新たな取組とかイノベーションを目指している本来のレベニューキャップ制度とそごが生じることになりかねないのだと思っています。

そういう意味で、きょう頂いた点がチェックに寄り過ぎているような気がしていますが、チェックをしてミスを責めるよりアクションにどうつなげていくのかというところに重きを置いた評価が重要かなと思っているというのが1点です。

2点目は、送配電ネットワークの取組は相当息の長い取組だと思っていまして、今回便宜的に規制期間5年ですが、本来設備は5年で償却するものではないので、そういう意味で相当長い期間ネットワークはつくっていき、メンテをしていくという中での5年の切り取りということになるのだと思います。

今回長い取組の中で、期中評価として23年度という初年度の評価をすることにされていますが、すごく事務的なコストがかかっている評価だなという感じがしていて、事務局としても相当なリソースを割いていると思いますし、事業者としても相当程度負担しているのだと思いますけれども、基本は5年の評価なので、そういう意味でいうと、ここまで詳細な評価を現時点でする必要があるのかなというのが1つ思っている点です。

ある意味、大きなインシデントがあったら、そういうものを拾っていくことは重要だと思いますが、どちらかというと5年間の中ではレベニューキャップ制度の下で評価にリソースを割くよりは、事業に集中していただくのが重要だと思うので、そういう意味であまり評価という感じで毎年回すというやり方がこの制度の趣旨に合っているのかなと若干思ったところです。

以上です。最初にお話しさせていただき、大変失礼いたしました。

○山内座長     ありがとうございました。また後ほど事務局からコメントを頂きたいと思っています。

次に華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員     華表です。ありがとうございます。事務局の皆様、取りまとめをありがとうございました。全体としては順調ということなのかなと思いますので、その点についてはよかったと感じています。

特に収入上限に関わる新規再エネ電源の早期かつ着実な連系といったインセンティブについては、全体的に水準が抑えられて抑えているということだと思いますので、今回のレベニューキャップ導入の成果と考えてもいいのではないかと考えています。

一方、1つ気になったのは設備保全のところ、33ページを見ても分かるように、割合でいってもそれなりの割合の遅れが出ている事業者もありますし、その理由も32ページを見ると用地事情ですとか資機材の長納期化ということで、必ずしも解決が簡単ではない

印象もありますので、まだ1年目とはいっても早急に手を打っていく必要はあるように感じています。

レベニューキャップ導入の目的として、コストの削減だけではなくて、脱炭素の推進ですとか設備の保全といったプラスの部分が十分に行われるように促すということも重要なものとしてあると思いますので、ここはしっかり見ていく必要があると思いました。

私からは以上です。

○山内座長      ありがとうございます。今、池田オブザーバーの手が挙がっていますけれども、ほか委員の方いらっしゃらないですか。村松委員、どうぞ御発言ください。

○村松委員      ありがとうございます。私も今回、料金専門会合は初めてですので、個別な評価というよりは、レベニューキャップの取組と評価に関する事業者行動について申し上げたいと思います。

各事業者の分析結果とアクションプランにも書かれておりますけれども、やはりPDCAでこのように評価して分析して、今後のアクションプランに適切につなげていくといった取組を促すものだと思いますので、分析しっ放しということは多分ないと思うのですが、アクションにつなげていただければと思っています。

プラスの項目もあればマイナスの項目もあると思うのですが、好事例を横展開するということは可能なのでしょうかというのが1つ投げかけでございます。具体的な取組を各社それぞれ工夫されながら進めていらっしゃると思うのですが、うまくいっているところがあれば、好事例として横展開していただくと全体の底上げにつながるのではないかと考えました。

ただ、横比較で何位以内はプラスで何位以下はマイナスといった展開もありますので、もしかしたらその辺りを配慮して秘伝の秘は出さないというのがあるのかなという気もしたところでございます。

最後に、私ども会計士が内部統制整備の観点でよく申し上げることなのですが、目標達成を社内的に促していくのは非常に重要なことであるのですが、特に法令遵守といった観点で、目標達成を目指す一方で、守らなければいけない法令がございます。例えば今回で申しますと、協力事業者等に頑張っていただかなければならないような項目で、ともすれば目標達成のために下請法ぎりぎりになりかねないようなことを手段選ばずといったインセンティブが働くことももしかしたらあるかもしれないのです。そこを社内で誤ったメッセージが伝わらないように、目標達成はもちろん大事なだけでも、コンプライ

アンスが優先するのだといった明確なメッセージを出していただいて、現場が混乱することがないようにというのは事業者の方々へのお願いでございます。

以上です。

○山内座長      ありがとうございました。それでは、次に新家委員、お願いいたします。

○新家委員      新家です。事務局の皆さん、御説明ありがとうございました。

私も少し意見がかぶるところがあると思いますが、設備保全的なところでの計画が特に送変電設備中心に、物量ベースで見て未達傾向の会社さんが多いという点は非常に気になる点かなと思ってしまして、まさにチェックした上で、先ほど大橋先生からもあったようなアクションにつなげるという意味でいうと、遅れの背景が用地の話とか施工能力とか、会社さんだけでうまくコントロールできない部分も多々あるかなと思うのです。

細かい資料にもう少し書いてあるのかもしれませんが、やむを得ない部分とそうでない部分の切り分けをしっかりとした上で、改善部分はどの辺りにあるのか。金額ベースで捉えたときにどのように見えるのかは、おいおい次回以降にあるのかもしれませんが、この部分は送配電会社として電力インフラを形成していく上で非常に重要なパーツだと思いますので、物量的に工事が遅れている背景をもう少し精緻に分析した上で、どういう改善につなげていくかを全社共通で好事例とかも参照しながらやっていく必要があるのかなと問題意識として感じました。

最後にもう一点、あまり細かいことを言うのも恐縮であるのですが、縦比較、横比較でチェックするという考え方は、基本的に停電とか地域で割と難易度にばらつきがあるようなケースの場合はいいのかなと思った一方で、感想としては例えば託送料金の回収とか請求といったところで、参照期間の実績がパフォーマンスに差があるのをベースとしてチェックしているケースが見られるかなと思います。

なので、例えば81ページなどを見ると、結果的に参照期間実績のレベルの多寡によってチェックにかかるところとかからない会社さんが出ているように感じるころもありますので、項目によって縦横両方使ったほうがいいものと、そうではないものを分けてもいいのではないかと。もしかしたら次の規制期間に向けての改善点かもしれませんが、そのように感じました。

私から以上です。

○山内座長      ありがとうございます。それでは、松村委員、どうぞ。

○松村委員      松村です。まず、大橋委員が最初におっしゃった点、全くもったもだと思

います。この点については、できるだけ早いタイミングで反映することを考えるべきだと思います。どの点かという点、負荷をかけて期中でインテンシブにやらなければいけないものとそうでないものを考えて、最初は手探りで始めたので、こういう格好で期中評価することを決めたわけですが、負荷がかかる割に効果の小さく見えるものが出てくれば、省力化することもあると思います。

そうしないと、もっと重要なことに人的な資源が割けなくなるという指摘は全くそのとおりだと思いますので、一旦決めたからといってずっと続けるのではなく、第2規制期間の在り方もそうですが、期中の評価の仕方も考えてもいいと思います。

人的な資源という点で言えば、事務局もそうですが、ネットワーク事業者もそうだと思います。この資料をつくるために物すごく苦勞するものと、これがあってもなくても自分たちの目的のために自然体でデータをちゃんと集めているので、整理するのに相対的にコストがかからないもの、両方あると思います。

これを提出するためにすごくコストがかかるものがもしあるのであれば、事業者も積極的に指摘していただいて、この頻度を下げるだとか、これは最後にまとめてやればいいのではないかとということも積極的に提案いただければ、合理的な提案には速やかに対応して、簡略化することもあると思います。

それから、縦横比較についてもコメントが出てきました。全く御指摘のとおりで、参照期間のパフォーマンスがすごく悪かったら、その後すごく改善したと見えるのは、ある種アンフェアという面もあると思います。だからこそ縦横比較はするのだけれども、何を重視するのかについては、項目ごとに変わるべきだし、実際にそうしていると思っています。全体像を見ていただければ、一定程度考えられたものだということは理解していただけると思いますが、具体的に気づいた点があれば今後もまた指摘していただければと思います。

また、これはマルバツチェックに偏っているのではないかと印象は、恐らく今回の資料を見たからだと思います。今回出てきたものは、レベニューキャップ制度全体の中のほんの一部。むしろマルバツをつけてインセンティブを与えてという格好でやられているのは、全体としてはローパワードな設計になっている。それは難しいし、弊害があるということが分かっている、ローパワード過ぎるのではないかと批判も受けかねない全体の制度設計になっていることを見れば、恐らく印象が大分変わるのではないかと思います。全体の制度を見た後で、また具体的な指摘を頂ければ、速やかに改善していくべきだと思います。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。次は川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員      ありがとうございます。過去数年一緒にレベニューキャップ制度の評価項目等をつくってきた関係からいえば、松村先生がおっしゃったとおりだと思っています。今回の会合では定量評価項目の問題を多く取り扱ったために、他の委員の先生方はそういう印象を持たれるのも当然だろうと思いますけれども、今まで過去2回の委員会では定性的な評価項目も多く取り扱っており、これは本当に一部だろうということだと思います。

その他の話として、評価項目をつくる際に、停電関係で、今回の評価項目としては低圧の停電だけを指標とし、それ以外については、次回の期間からとなった理由としては、高圧、特別高圧については採録データがないということでしたが、今回の資料では、一部にこれらについても採録データが取れるようなシステム変更がされた、あるいはされますということが書かれていたかと思います。ここら辺をもう少し事務局にて説明していただければと思います。最終的には25年、あるいは26年から採録データを得ることが出来れば、この採録データについて次回の評価期間ではきちっと利用できるという方向が見えているのかどうか、事務局等から教えていただければと思います。

それから、送電関係の保全関係の設備の投資が少し遅れているという話です。これが構造的な問題、例えば施工力がかなり減っている、特に高所作業をするような作業員の数が減っているということになると、回復がなかなか難しいのだと思っています。こうした点については、抜本的な対策ということをや業界挙げて、あるいは官公庁も含めて対応していただかなければいけないと思っていますので、そこら辺の見立ては役所も含めて甘いことは考えずに、いろいろ検討して対策を打っていかねばいけないと思います。そんばあたりも御検討いただければと思います。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。次に河野委員、どうぞ。

○河野委員      河野でございます。御説明ありがとうございます。

実は私も本日都合がつかずに、この後退室することにしておりますので、せっかくですからまだ議題1の御説明を頂いたところですが、今まではかの委員の先生方の御意見を伺いつつ、消費者として簡単にコメントだけ残させていただければと思いました。

まず、託送料金の妥当性について、レベニューキャップ制度開始1年目の検証をこういう公開の場で行っていただくということは、専門的なことがほぼ分からない消費者にとっ

ては、実はとても有益な機会だと思っています。公表された数字を全て理解できるかというと、そういうわけでもないのですけれども、進捗状況を確認するという意味ではとてもありがたい機会だと思っています。

ただ、資料を取りまとめてくださっている事務局の皆様、それから事業者の皆様の御負担というのも恐らくかなりのものかと思っていますので、先ほどから御意見にあるように、報告のための人的な負荷に関しては、しっかりと現実を見て改善すべきだと思いますし、こうしたフォローアップのためのデジタルの活用等は、ぜひ積極的に進めていただければと思っています。初年度、チェックが入ることによって、この傾向を基に事業計画の達成に向けて、事業者様ごとに足りないところ等を補って進めていただければと思っています。

それでこの次の議題にも関わるかもしれませんが、少しコメントしておきたいと思います。この後、事業収入の乖離等で省エネや節電が挙げられていますし、この傾向は当面続くと思っています。

ただ、現在行われている議論において、近い将来データセンターの増加などにより消費電力量が増えるという見通しが示されていることや、送電線で電気を大消費地に運ぶという従来の構造から、発電所近くに産業が移動するという将来見通しがあること、それから蓄電池を今以上に導入して、再エネ等をもっと活用しましょうという大きく電気の使い方とか発電の仕組みといったところで変化が起こり得る、これまでとは違う電力システムの在り方が議論されているところでございます。

社会実装はまだまだ先のことだと思っていますが、第1規制期間があと4年、次は第2規制期間です。その先に来る、これを近い将来と呼んでいいのかわかりませんが、今の視点でレベニューキャップ制度をチェックしていくことと、それから近い将来の姿を想定した送配電事業の在り方について、ぜひ今の時点から情報収集、情報共有、そしてどういう在り方がいいのかという辺りに関しましてもしっかりと押さえた上で、レベニューキャップ制度のフォローアップを進めていくべきではないかなと思っています。

大分先の話をしてしまいましたが、この後退室しますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○山内座長      どうもありがとうございました。ほかに委員の方で御発言御希望いらっしゃいますか。

よろしければ、まず池田オブザーバーから御発言いただきたいと思います。どうぞ御発

言ください。

○池田オブザーバー 事務局の方、丁寧な取りまとめと御説明ありがとうございました。私からは、粒が小さいかもしれませんが、先ほど委員の先生からも御指摘があったようなことですが、計量、料金算定、通知等の確実な実施についてです。過去5年の実績値が指標として示されているが、80ページの託送料金の遅延実績を見ると、中国電力NWの実績値が800万件を超えており、発生率も6%超と著しく大きな値となっています。

実績ゼロを目指すことは大変意味があり、重要だけれども、いきなりは難しいということで、過去実績との比較を指標にしているものと思うが、事業者にはこの事態をもっと深刻に受け止めていただきたい。

同じく80ページを見ると、中国電力だけでなく、関西電力も過去の実績との比較で託送料金の遅延実績が5倍を超える値となっています。82ページの理由を見ると、遅延数の多い1事業者に対する託送料金遅延が発生と記載されているのみで、残りの部分がどうなっているのかを読み取ることができず、もう少しその辺の分析をしていただいて、対策のレベルを上げていただきたいと思っています。

御承知のことと思いますが、料金の誤請求や通知の遅延は、小売事業者の料金請求業務に影響があるだけでなく、最終的には需要家との追加交渉、精算業務の発生、需要家においては例えば業務用であれば会計処理に対する影響が出てくる等、極めて重要な問題で、需要家に大きな迷惑と労力を加えることにつながる深刻な問題だと思っています。

過去実績と比較して、それを下回るのはもちろん重要ですが、先ほどの中国電力の事例のように、著しく大きな値での比較で下回ったらよいとしてしまうと、一般送配電事業者間の公平性にも問題があるとともに、小売事業者、需要家にとっても業務負担が大きく、時間的な制約やそれに伴うコスト負担の問題が残るなど、到底納得できるものではないかなと。

このような点からも、最終評価に向けては単に過去実績との比較を行うだけでなく、各事業者が取り組んだ強化策の効果も踏まえた実績もしっかり比較検証する必要があると考えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、皆藤オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○皆藤オブザーバー      ありがとうございます。商工会議所の皆藤です。私からは簡潔に2点意見を申し上げたいと思います。

先ほど、村松委員からも御指摘があったかと思いますが、やはり目標値を過度に負うことによって、そのしわ寄せが下請事業者に行くというようなことがあると非常に問題と考えます。下請構造の問題といたしましては、経営者層は理解していても、現場レベルに下がってくるとなかなかその意図が伝わっておらず、結果、数値を追い求めていくということになってくる可能性もあろうかと思いますが、そういった部分についても注意を払っていく必要があるのではと思っております。

もう一点ですが、松村委員から発言がございましたが、やはり過度な目標設定についてです。例えば、資料46ページの電線の地中化については、レジリエンスの強化の観点からは、電線の地中化は非常に大事だと思いますけれども、進捗が遅れている状況を見ると、特に他社との共同溝利用は、様々な利害関係者の調整が必要であり、比較的工事が遅れがちになるということもあろうかと思います。

そこが規制などの問題であれば、省庁を横断して解決策を検討していただきたいと思いますが、達成がなかなか難しいものが引き続き目標値として設定され続けるのであれば、それは過度な負担ということにもなりかねないと思いますので、他の先生方から発言がございましたけれども、5年の中でしっかり見直していくことも重要ではないかと思います。

以上2点でございます。

○山内座長      ありがとうございました。ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、事務局にコメントいただきたいと思います。いろいろ建設的な意見も出たと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      皆様、ありがとうございます。

まず、川合委員から御質問いただいたものでございますけれども、停電対応の第2規制期間へ向けた停電時間の採録につきましては、22ページに記しておりまして、現状、第1規制期間、低圧（電灯）のみを目標設定しておりまして、第2規制期間に向けて特別高圧、高圧等についても採録をするとされていたということでございます。

これにつきましては、現在一送10社にてシステム改修を行っているということでございまして、システム改修が24年度に8社完了、25年度に2社完了予定ということでございますので、採録を2025年度から特別高圧、高圧、低圧で開始して、第2規制期間に反映いく

ということを想定しているものでございます。まず1点です。

それから、様々御意見を頂きまして、大橋委員を初めとしてチェックに寄り過ぎているのではないかという御指摘も頂きましたが、松村委員からもおっしゃっていただいたように、前回、前々回はレピュテーションインセンティブの部分も多かったということでございますので、御質問にあった好事例を横展開するということをまさに想定して、各社にグッドプラクティスを共有いただいているところもやらせていただいているということでございますので、全体として見ていくということかと思っております。

ただ、当然アクションにつなげていくということが重要ということももっともだと思いますし、例えば今回でいいですと設備保全で遅れが出ているというところについて、コメントも何件か頂きましたけれども、こちら各社から上がってきている状況を踏まえて、事務局としても引き続きどのような状況になっていくかというところを見ていきたいと思っております。

それから、期中評価の在り方といいますか、第1規制期間内においても今年度1年目ということで、このような確認の方法が過度な負担になっているのではないか。事務局の負担も考慮いただいて、非常にありがたいところですが、事業者も含めて負担になり過ぎていることがあるかもしれないので、省力化も検討すべきではないかということも頂きましたので、我々としても評価の在り方、粒度といったものも含めて考えながら、来年度以降の評価にもつなげていきたいと考えているところでございます。

それから、過去の参照期間との関係で幾つか御指摘も頂きまして、参照期間実績が過度に簡単にといいいますか、そのときの達成状況によっては簡単に縦比較が達成できてしまう、それが事業者間において不公平感を生むのではないかといいた御指摘も頂きまして、まさにそういった点もあろうかと思っておりますので、第2規制期間に向けた検討も含めて、どのような目標設定をするのがよいかということは引き続き御議論いただきながら、整理していきたいと考えてございます。

私から以上でございます。ありがとうございます。

○山内座長     ありがとうございました。今のコメントにあったように、御意見はかなり建設的というか、ありましたので、事務局で次回以降に向けて御検討いただきたいと思います。

それでは、議題2に移りますが、全体のもので、23年度の事業収入全体の見通し、前提計画、費用計画というものであります。それと議題3の廃炉等負担金の確認、両方併せて

やりたいと思いますので、資料4、それから資料5－1をまず事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      ありがとうございます。それでは、まず資料4、2023年度事業収入全体の見通し、前提計画、費用計画につきまして御説明させていただければと思います。

事業収入全体の見通し、前提計画につきましては、2ページに書いてありますとおり、事業収入全体の見通し、販売電力量、契約電力、再エネ連系量といった項目がございます。それから、費用計画につきましては、CAPEXと次世代投資費用については次回以降に内容を報告させていただくということでございますので、本日はOPEX、その他費用、控除収益、制御不能費用、事後検証費用につきまして御報告させていただき、御議論いただければと思っております。

評価のポイントでございますけれども、共通のポイントとしましては、計画値に対する実績値の乖離状況がどうなっているかを把握するというのが1つでございます。それから、個別につきましては、事業収入全体の見通しということで、指針で規定された料金下げの基準（累積の乖離額が5年間の収入上限の5%超）に該当する事業者の有無の確認、昨年度までは1年単位でやっておったわけですが、レベニューキャップの中で5年間の収入上限に達しているかどうかというところで確認させていただくということ。

それから、OPEX、その他費用の乖離要因については、事業者が外生的な要因と判断したものや、効率化実績と判断したものの内容の把握という分析についても行ってきたいと思っております。

それでは、まず事業収入全体の見通し、前提計画ということで、7ページを御覧いただければと思います。まず、全10社の事業収入の見通し、想定収入と実績収入の比較につきましては、23年度が全10事業者において実績収入が想定収入を下回ったということでございますので、指針で規定された料金下げの基準の5年間の収入上限5%に該当する事業者はいなかったということでございまして、主な乖離要因に書いてあるとおり、節電、省エネの影響等で実績収入が想定を下回ったということでございます。

8ページは販売電力量ということでございます。こちらも節電、省エネ影響や景気影響等により販売電力量の実績が全10事業者において計画を下回っているという状況でございます。

他方で9ページの契約電力量につきましては、一部の事業者においては増加している事

業者もいる。プラスもあればマイナスもあるという状況でございまして、これにつきましては、一部の事業者では契約口数の増加ですとか、1口当たりの契約電力の増加等があったということでございます。

それから、再エネ連系量は案件の増減や時期ずれの影響等の外生的な要因で変動しているということございまして、例えばプラスの乖離率が多く出ている中部P Gとか東京P Gは、大規模なバイオマス発電所の連系があったですとか、太陽光の増加といった事象によって乖離が発生するというところでございます。

以上前提計画でございまして、11ページ以降で費用計画について御説明申し上げたいと思います。

12ページは費用の査定区分ということでございまして、赤枠の部分が今回の説明対象、CAPEXとか次世代投資費用等については、次回以降の御説明ということになります。今回はOPEXとその他費用、控除収益、制御不能費用、事後検証費用という部分になってございます。

まず、13ページがサマリーになってございます。こちら費用計画の全体、承認額と比べた実績費用というもので、23年度比較いたしますと、10事業者のうち3事業者が、実績額が承認額を上回っているという状況だったということでございます。事業者ごとの数字については後ほど御説明申し上げたいと思います。

それから14ページが項目ごとに実績と承認額の大小を見たものということでございまして、実績額が承認額を上回っていたという項目につきましては、OPEXが10社中6社、その他費用が10社中2社、控除収益が10社中6社、制御不能費用が10社中5社、事後検証費用が10社中6社という状況だったということでございます。

15ページ以降が10事業者ごとの費用計画の実績ということでございまして、まず16ページが北海道NWでございます。全体では費用の合計額が1,983億円ということで、承認額比という意味ではプラス0.4%ということでございました。乖離が出た主な項目としては、制御不能費用といったところで、主に調整力確保費用の増加といった要因があったということで、内訳は表にあるとおりでございます。

それから、東北NWにつきましては、費用合計の実績が4,543億円ということで、承認額比がマイナス0.0%ということで、その他費用の第三者都合による支出年度変更による固定資産除却費の減少といった要因があったということでございます。

18ページ、東京P Gは、費用合計が1兆4,166億円ということで、承認額比マイナス

0.1%ということで、制御不能費用で最終保障供給対応ですとかインバランス収支過不足等による乖離が生まれたということでございます。

中部P Gの実績が5,947億円ということで、承認額比マイナス1.7%です。事後検証費用で調整力確保費用の減少といった事象があったということでございます。

それから北陸送配電は、費用実績が1,454億円でプラス3.7%ということでございますが、事後検証費用に分類されている能登半島地震に伴う災害復旧費用といったもので増額があったということでございます。

21ページの関西送配電ですけれども、費用合計は実績6,930億円、承認額比マイナス1.3%ということで、その他費用の修繕費、賃借料の効率化等によって削減があったということでございます。

それから中国NWは、費用実績が2,878億円で、承認額比マイナス2.8%でございます、その他費用の部分は委託費の単価増、保安対策のための早期改修等によって増額があったといった報告を受けてございます。

それから四国送配電は、費用実績が1,465億円、承認額比マイナス2.2%ということで、事後検証費用で調整力確保費用の増があったというところでございます。

それから九州送配電ですけれども、費用合計が実績4,956億円で、承認額比プラス2.4%ということございまして、O P E Xで物価上昇などによる委託費の外生要因によるものという説明を受けております。

最後、沖縄電力でございますけれども、費用実績が658億円ということで、承認額比マイナス0.3%ということで、その他費用の離島等供給に係る収益の増加があったということございまして、こちら10社の費用計画の状況を御説明いたしました。

26ページ以降は、査定区分ごとの乖離要因の確認ということを行ってございます。

まずO P E Xにつきましては、承認額と実績額を比較したところ、承認額のほうが多かったのが4社、実績額が多かったのは6社ということございまして、主な乖離要因といたしましては、増加要因として外生的な要因のうち、送配電設備の巡視点検費用の労務費単価増加といったこと、減少要因としては効率化施策による費用削減、増加要因として給料手当等（賞与含む）の単価増といったことが挙げられたということでございます。

28ページは、各10社のO P E Xの費用の内訳の比率を載せさせていただいておりまして、おおむね人件費の給料手当のところは4割前後になっていまして、その他の委託費の部分が2割、3割というところでございます。九州送配電については、送配電に関する委託を

積極的に進めているということを聞いておりまして、その関係で委託費の部分がやや割合が多くなっているということでございます。

29ページなのですが、乖離額についてさらに分解しておりまして、この表にあるとおりなのですが、提出値からまず査定から効率化を引いた承認値がございまして、承認値と実際の効率化実績額、それから要因も外生とその他に分けています。外生要因につきましては、外部への委託費、修繕費等の増減のうちの労務費単価増に起因するものですか、政策対応、発電側課金の導入による費用といったものを外生要因と分類いたしまして、それからその他要因としては自社の給料手当とか賞与のベースアップですとか外部への委託修繕費のうち、労務費単価増以外の要因をその他要因に分類いたしまして、各社ごとにこういった乖離が行われているかというのを次ページ以降で分析しているところでございます。

30ページがサマリーになっておりまして、こちらの表の④がOPEXの乖離額の億円単位のものでして、その右の外生要因とか効率化、その他要因という数字がその内訳ということで、こういったところで乖離が発生しているかというのを示しているということでございます。

各社外生的な要因も一定程度発生していますし、その他要因で発生しているものもございまして、その他要因の内訳というのは、右に書いていますけれども、給料手当だったり委託費といったところで発生している事業者があるということでございます。

31ページなのですが、外生的な要因として分類しているところの1つの要因として、労務費単価等の要因というものがございまして、こちらについて各社分切り出して載せていると。OPEXに含まれる委託費ですとか修繕費に係る部分、すなわち送配電設備の巡視点検業務に関する費用のうち、労務単価の増加による要因の部分の部分を載せております。

ただ、こちら上のぼつにも書いてありますとおり、各事業者における対象費用ですとか算定方法の平仄が合っていないということなので、あくまで議論用の参考的な位置づけという意味で載せさせていただいておりますが、各社それなりに外生的な要因による増加が報告されているということでございます。

34ページ以降は、効率化の各社の取組状況を載せさせていただいているものでございます。

次に36ページ、2つ目の項目でその他費用ということございまして、その他費用に含まれるのが修繕費、委託費は設備の取替え補修ですとか送電設備の塗装、木の伐採といっ

たものが含まれているということでございます。それから、固定資産除却費、離島等供給に係る費用・収益、託送料、廃炉等負担金は東京P Gのみで、次の資料にありますけれども、こういったものがその他費用に含まれているということでございまして、各社の状況といたしましては、承認額のほうが実績額より多かったのが8社、実績額が多かったのは2社ということでございます。

乖離の要因といたしましては、工程変更や早期改修による物量が発生する費用増、逆に工事の中止、時期ずれに物量減少等が起これば費用減に働くということでございます。

実際事業者について、例えば北陸送配電で震災の影響で修繕工事を一部中止して、費用のマイナスに働いているというものだったり、中国NWは逆に保安等の観点から早期改修で修繕費が増加するといった要因があるということでございます。

その他費用の内訳についても、おおむね修繕費、委託費が多く、5割から6割といったところが多くなっている。東京P Gは廃炉等負担金がありますので多少ずれていますが、そういった状況です。あと九州、沖縄は離島等供給に係る費用の割合が大きくなっていますけれども、こういった内訳になっているということでございます。

先ほどの乖離要因についても、その他費用においても分析しているところでありまして、外生的な要因が一定程度報告されているということでございます。

外生要因も先ほどと同様に、委託費、修繕費に係る労務費単価増が各社から報告されておりまして、こちらも平仄が合っていないという問題はございますけれども、こういったことが上がってきているということでございます。

効率化の状況が42、43ページにあります。

3つ目の項目が44ページの控除収益ということでございまして、こちらは事業間の精算収益ですとか電気事業雑収益といった最終的に控除収益ということで、项目的に立っている部分でございます。こちらは、実績額が承認額を上回った事業者が6社ということでございます。

主な内訳としては、電気事業雑収益という部分が各社多く発生しており、四国送配電は注3に書いてある本四・阿南連系線に係る振替供給電力量が増加したことによって、割合がやや大きくなったというところがございます。

次に制御不能費用でございます。制御不能費用自体の説明については48ページにございまして、一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用ですとか、効率化が困難な費用については、あらかじめ制御不能費用と定義した上で、実績費用を収入上限に反映して回

収するという考え方でございまして、公租公課と賃借料ですとか最終保障供給といった項目が入っているということでございます。

46ページのサマリーにつきましては、承認額のほうが大きかった事業者が5社、実績が大きかった事業者が5社ということでございまして、主な乖離要因といたしましては、減少要因として調整力確保費用（最終保障供給対応）の収支改善をしたということ。それから、増加、減少双方ですけれども、インバランス収支も制御不能費用に入っているのですけれども、こちらの実績値による増減。承認値としてはゼロで各社出しているところなので、実績ベースでの増減。あとは増加要因として、税前利益や課税所得の増加に伴う法人税の増加といった項目があるということでございます。

制御不能費用の内訳につきましては、減価償却費が4割程度各社占めているのと、あとは電源開発促進税といったところが上がっているということでございます。

53ページ、乖離要因の確認のサマリーというページでございますけれども、乖離値のうち調整力確保費用、インバランス収支過不足その他ということで分解しているところでございますが、調整力確保費用、特に最終保障供給対応につきましては、各社見積りに比べてスポット市場等で効率的な減少を行った結果、マイナスに寄与しているといった事業者、東京PGはマイナス353億円といった数字が出ているということでございます。

54ページなのですけれども、先ほど申し上げたとおり最終保障供給対応の収支について、スポット市場での効率的な原資調達などを実施して、マイナスが出ているというところでございます。インバランス収支の過不足については、東京や九州においては実績値との関係で一部赤字が出ている部分があるということでございます。

最後の項目で事後検証費用でございます。事後検証費用が何かということにつきましては、60ページでございまして、以下の費用については外生的な要因に影響を受ける一方で、一定の効率化を求める点も考えられることから、制御不能費用には分類せず、事後的に確認、検証を行い、必要な調整を行うということでございまして、託送料、事業者間精算費、補償費、災害復旧費用、調整力費用が上がっているということでございます。

そのサマリーが58ページでございますけれども、実績が多かった会社は10社中6社ということで、増加や減少の要因としては、まずは調整力の確保費用、持ち替え費用だったり三次調整力①、2023年度ですので、需給調整市場がまだ全面運開する前でございますが、三次調整力①の調達がこちらで出ているということでございます。

それから、こちらも増加、減少双方の要因ですけれども、23年度の災害復旧費用の増減

といったところでございます。

内訳ですけれども、各社調整力確保費用が8割ですとか9割を占める会社が多くて、北陸送配電については、災害の復旧費用が出た関係で、そちらの割合が多くなっているということでございます。

61ページ以降は、乖離要因の確認ということで、調整力に関する費用とその他ということで載せておりますけれども、61ページでいくと例えば北陸送配電はその他で災害復旧費用で能登半島地震の特損でプラス117億円が出ておりますし、62ページでは関西送配電が調整力確保もそうで、持ち替え費用ではマイナス174なのですが、三次調整力①でプラス199といったものが出ております。

63ページが能登半島地震の関係の費用でございます。

64ページが三次調整力①の調達費用ということで、こちらの状況としては昨年度、全エリアで調達量未達が発生したことによって、一番左の棒グラフですけれども、調達量が未達になったために、実績額が減ったという事業者も7社出たという一方で、一部高額商品が約定したことによって、調達平均単価が高騰しているエリアもあって、特に関西といったエリアでは実績額のほうが多くなっているということでございます。

電源の持ち替え費用についても、調整力の関係で発生している部分ということでございまして、関西送配電は逆にマイナス174ということで大きく出ています。この理由としましては、一番下の4ぽつにありますけれども、ウクライナ情勢によって22年度に高騰していた調整単価が、23年度以降落ち着いたことですか、三次調整力①として調達した電源の機能等で持ち替えで確保する調整力が減少したといった効果があったということで、こういった数字になっているということでございます。

最後67ページ、全体のまとめになりますけれども、前提計画及び費用計画の収支状況の確認をさせていただきました。

OPEXにつきましては、各社効率化施策等で費用削減に取り組んでいるものの、送配電設備の巡視点検費用の労務費単価の増加ですとか、給料手当等（賞与含む）の単価増等により直近承認額を実績値が上回る事業者が6社あったと。

また、費用計画のその他費用につきましては、工事の工程内容の変更、繰延べ等によって、修繕費や固定資産除却費の減少等により、直近承認額を実績値が下回る事業者が8社あったということでございまして、また制御不能費用及び事後検証費用においても、一部の事業者で費用が発生しているということでございます。

なお、下から2つ目のぼつですけれども、OPEXですとかその他費用の修繕費、委託費等に関しては、労務費単価等の増加影響によるコストの増加が各事業者から報告されたということございまして、一方で各事業者における対象費用及び算定方法の平仄が合っていないということです。労務費単価等の増加影響を正確に把握するためには、データの精緻化や算定方法の統一化を図ることが必要と考えられるということでございます。

こういった内容も踏まえて、来年度以降も事業者の取組実績の進捗状況の評価を行っていききたいと。特に、レベニューキャップ制度の事後調整に影響を与える費用項目については、各事業者の乖離内容及び金額の適切性に注視して、引き続き状況を確認していくこととしたいということで、資料4の説明は以上でございます。

続けて、資料5の廃炉等負担金の確認についても説明を続けて行いたいと思います。資料5-1を御覧いただければと思います。

2ページでございますけれども、廃炉等負担金の確認なのですが、原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされたということで、このため17年10月の制度改正によって、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるという制度改正を行ったということで、廃炉等負担金は費用として扱われることとなったのです。他方で、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないために、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられているということでございます。

22年度までは、一般送配電事業者の収支状況について法令に基づく事後評価を毎年実施し、その中で廃炉等負担金についても評価を行っていたということでございますけれども、23年度からレベニューキャップ制度導入による期中評価の枠組みが開始されることに伴って、基準の改正を行い、廃炉等負担金以外の部分は規定が削除されているということでございますが、廃炉等負担金については、引き続き審査基準に基づいて確認を行うことになっているというのが経緯でございます。

本日の議論につきましてですけれども、東京電力パワーグリッドにおける23年度の廃炉等負担金の確認について、9月6日付で経済産業大臣から本委員会に意見を求められたところでございまして、これを受けて、9月9日の委員会において、料金制度専門会合にて23年度の廃炉等負担金の確認を行うこととされたということを踏まえまして、確認結果を御報告させていただくということございまして、詳細につきましては、東京電力ホール

ディングスからこの後御説明いただくということでございます。

確認の結果なのですけれども、5ページの1ぽつ、2ぽつは同じ内容なので割愛して、3ぽつでございますが、東京電力P Gにおいては、廃炉等負担金を踏まえ厳格な値下げ基準が適用されるどころ、2023年度の収支状況について確認した結果、当該基準に達していなかったということで、こちらを委員会に報告することとしたいということでございます。

具体的には下を書いてあるとおり、東京電力グループ他社の資金や負担との比較ということで、真ん中の箱に書いてある算定式に基づいて、東電P Gが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額と、以下の算式で算定した3事業年度の平均額を比べるということを行いまして、東電グループ内で過度に負担がP Gに寄っていないかといった確認なのですけれども、こうした結果、一番右の箱にありますとおり、算定式により算出した3事業年度の平均額は2,610億円ということで、実際に東京電力P Gが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均は1,226億円となり、基準を超過していないということを事務局として確認しているということでございます。

私の説明は以上になります。

○山内座長      どうもありがとうございました。それでは、続いて東京電力ホールディングスから御説明いただきたいと思います。資料5－2です。田中様、よろしくお願いいたします。

○田中プレゼンター      東京電力ホールディングスの田中でございます。それでは、説明させていただきます。本日は、このような御説明の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

福島第一原子力発電所の事故から13年以上が経過している中で、今なお福島の方々を初め広く社会の皆様に多大なる御負担、御心配をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

私からは、廃炉等負担金について御説明いたします。

それでは、2ページを御覧ください。最初のリード文にございますように、先ほど御説明にもありましたけれども、2016年12月の閣議決定の基本指針におきまして、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、当社グループの総力を挙げて責任を果たしていく必要があるとされたというところでございます。

こちらの同指針に基づきまして機構法の改正が行われまして、廃炉等積立金制度が創設され、廃炉に必要な資金を機構に積み立てることになってございます。

当社といたしましても、大臣認定を頂いた新々・総合特別事業計画及び第四次総合特別事業計画において、廃炉の着実な実施に向けましてグループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出すべく、送配電事業の合理化分をパワーグリッドからホールディングスへ廃炉に要する資金として支払うこととさせていただいております。

以上を踏まえまして、パワーグリッドとホールディングスの間で廃炉等負担金に関する契約を締結いたしまして、2023年度につきましてはパワーグリッドからホールディングスへの支払い額としまして1,243億円の廃炉等負担金を計上しております。

具体的な金額の算定につきましては、次のスライドで御説明させていただきますので、3ページ目を御覧ください。資料に記載の算定根拠を御覧ください。2023年度の廃炉等負担金1,243億円につきましては、廃炉等負担金の積立額であります2,602億円と比較いたしまして、パワーグリッドの負担が過大ではないこと、また廃炉等負担金支払い後の利益水準がパワーグリッドの財務健全性を毀損しないことを踏まえまして算定しております。

ホールディングスからパワーグリッドに廃炉等負担金を通知してございます。

続きまして4ページを御覧ください。現在の福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況について簡単に御説明申し上げたものでございます。主な課題の至近の進捗状況につきましては、こちらにお示ししたとおりでございますが、中長期ロードマップや当社が作成しております廃炉中長期実行プランに基づきまして、国内外の英知を結集しながら、安全、着実に計画的に廃炉を進めております。

至近のトピックスといたしましては、2号機の燃料デブリの試験的取り出しにつきまして御説明させていただきたいと思っております。8月20日に押し込みパイプの接続準備をしていたところ、現場の最終チェックにおきまして各パイプの接続する順番が計画と異なるということを確認したため、作業を中断したところでございます。これは御案内のとおりかと思っております。

作業中断後、本事案が発生した要因を確認し、押し込みパイプの復旧作業並びに当社による現場確認が完了したことから、9月10日より試験的な取り出しの作業を再開しているところでございます。

今回の事案発生及び地元の皆様を初め広く社会に御心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。これからも関係者の皆様の御意見を丁寧にお伺いしながら、安全、着実に計画的に福島第一原子力発電所の廃炉に取り組んでまいります。

私からの御説明は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。それでは、議題２と３についてまとめて皆さんから御意見、御質問を伺いたいと思います。先ほどと同様、手挙げ機能で意思表示をしていただきましたら、こちらから御指名いたしますので、お願いしたいと思います。どなたか御発言希望いらっしゃいますか。

池田オブザーバーの手が挙がりましたけれども、委員の方いらっしゃいますか。——取りあえず池田オブザーバー、どうぞ御発言ください。また委員の方、その後に伺いたいと思います。

○池田オブザーバー      丁寧な説明と取りまとめをありがとうございました。

私から、もしかしたらこの場ではないのかもしれませんが、今回は23年度ということなのですけれども、今年度から需給調整市場で全商品の取引が開始されましたが、応札不足など多くの問題が発生しています。

レベニューキャップ制度では、需給調整のために要した費用は、制御不能費用と事後検証費用に分けて計上されているものと認識していますが、需給調整全体のトータルでどれだけの費用を要したか見ていくことは重要であると思っています。もしかしたらこの場ではなく、別の場で評価していくことかもしれませんが、その辺の見える化をお願いしたいということでございます。

以上です。

○山内座長      ありがとうございました。ほかにいらっしゃいますか。村松委員、どうぞ御発言ください。

○村松委員      ありがとうございます。今御説明いただいた中で、既に過去の会合の中で議論済みなのかもしれないので、的外れだったら申し訳ありません。

御説明いただいた中で、例えば資料４の67ページ最後のまとめにあった中で、労務費関係、対象費用及び算定方法の平仄が取られていないとか、金額の適切性を引き続き状況確認していくこととしたいという表現がございました。

こういった評価に関わるデータについては、正確性ですとか作成のルールに適切に準拠しているかといったことを外部の目線で検証されるというのが本来必要な点ではないかと考えております。

かつては、レベニューキャップ導入前は収支計算書という形で、外部監査人の監査対象だったと思われるのですが、今回こういった形で仕組みが変わって、評価のために用いられるデータ検証の仕組みがこの委員会並びに事務局の方々の御準備だけに任される

のか、それとも何らかの形で外部目線での検証が必要なのか、監査、その辺りの検討が必要なのかと思いました。もう既に議論済みでしたら的外れなので、大変失礼いたしましたのですが、その点だけ申し上げたいと思います。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。ほかに委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、送配電網協議会の佐渡オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○佐渡オブザーバー      ありがとうございます。送配電網協議会の佐渡です。

資料4の30ページ、38ページで示されております外生要因による乖離について発言させていただきます。

いわゆるエスカレーションについては、第1規制期間の審査において、収入の見通しへの算入が認められなかったものの、第1規制期間における影響等を勘案して、検討する課題として整理されたと承知しております。

今回、費用計画のOPEX、その他費用の乖離要因について整理いただいているとおり、労務費単価等要因による変動が発生している状況でありまして、事業者としてもエスカレーション等の外生要因の特定方法について、引き続き検討してまいりたいと考えておりますし、一方でレベニューへの反映についての検討も併せて進めていただければと思います。

私からは以上です。

○山内座長      ありがとうございました。関西送配電の寺町オブザーバー、どうぞ。

○寺町オブザーバー      資料4の64ページ、65ページの三次調整力①の調達費用と電源持ち替え費用について発言させていただきます。

2023年度につきましては、先ほど事務局から御説明いただきましたとおり、三次調整力①の調整力費用は大幅に増加している一方で、電源持ち替え費用が大幅に減少しておりますので、調整力費用全体では大きな費用影響は出てございません。

しかしながら、足元の2024年度につきましては、全面運開されました需給調整市場において応札不足が継続している影響から、収入の見通しに折り込んでいない電源持ち替え費用が大幅に増加しておりまして、2024年度第1クオーターの決算においては、私どものみマイナス56億円という赤字決算となっております。

この収支影響につきましては、事後調整対象だと理解してございますけれども、収支の赤字が継続して影響額があまりにも大きい場合には、期間損益の確保であるとか世代間の公平性の観点から、期中での対応を御相談させていただきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。次は、北海道電力ネットワークの宮下オブザーバーでよろしいでしょうか。

○宮下オブザーバー      ありがとうございます。今、関西送配電から意見がありましたけれども、当社は参考資料でいいますと64ページと65ページに記載のあります事後検証費用の調整力費用について発言させていただきたいと思っております。

当社の場合、64ページにございます三次調整力①の調達費用につきましては、真ん中のグラフですけれども、調達単価が承認額に比べて大幅に高騰しております。一方、一番左側になりますけれども、調達量が想定より少なかったために、調達費用としては右側の棒グラフに数字が載っておりませんが、38億円ということで承認額を4億円程度下回っているというのが2023年度の実績です。

また一方、次の65ページの電源持替費用につきましては、表の左側になりますけれども、実績が68億円ということで、承認額21億円を上回っているということで、64ページと65ページの電源確保費用と電源持替費用を合計いたしますと、2023年度は若干承認額を上回る程度の実績となっているということでございます。

ただ、2024年度に入りましてから、一次から三次②までの全ての商品が需給調整市場で取引が開始となっております。資料にはございませんけれども、北海道エリアの状況といたしまして、蓄電池の高値約定によります電源調達費用の増加ですとか電源持替費用につきましても引き続き高騰しておりまして、2024年度の需給調整費用につきましては、第1四半期時点で承認額を30億円程度上回る水準になってきているということでございます。

現在、本会合とは別の審議会におきまして、需給調整市場における取引状況の監視に加えまして、募集量の見直しなども議論していただいていると思いますので、引き続きその議論の内容を含めまして、需給調整市場の動向を注視してまいりたいと考えておりますけれども、関西送配電と同じように当社の場合もこのまま費用増が継続した場合については、収支並びに経営に対しても大きな影響が出るのが懸念される状況になってきておりまして、場合によっては期中調整についても検討せざるを得ない状況にあるということでございます。

2024年度の実績につきましても、この場で期中評価が行われると認識しておりますけれども、必要に応じましてこれとは別に御相談させていただくこともあるかと思っておりますので、

この場をかりてお願い申し上げたいと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長      ありがとうございました。新家委員、どうぞ御発言ください。

○新家委員      新家です。ありがとうございます。2回目の発言で恐縮です。

今事業者さんからも一部声がありましたけれども、金融市場から見ても送配電事業者におけるインフレにおけるコストの転嫁に一定の制約があるということについては、送配電事業部門で見たときの事業の予見可能性という意味では、少し注視していかなければいけない部分であるのかなと思いますので、今回67ページのまとめの下から2番目のぽつでも、OPEXの部分について出ていますが、やはりこういうものは時間の経過とともに企業価値としてどんどん毀損していきかねないので、客観性を担保した形で、何が事業者の責任ではないというか、やむを得ないインフレーションの部分になるのかという客観性を担保したデータの収集と試算の統一化はできるだけ早く取り組んだほうがいい課題なのかなと感じています。

あとは需給調整コストについても、事業者間でかなり濃淡があるのですが、送配電事業の短期的な収支変動に大きな影響を与えるものになっているのかなと思います。仕組みとしては、最終的に精算されるということになる部分が多いかなと思いますけれども、外部のステークホルダー、金融市場という立場から見ると、送配電事業の収支の安定化、予見性という意味では低下している部分になりますので、こういった部分についても何がどのタイミングでどう転嫁するかというのは一定のルールはありますが、長い期間かけて精算するということになると、将来の精算分は現在価値に落とすと、当然足元のインパクトよりは減価する価値になりますので、こういったところも考慮しながら、どのように事業者の事業の予見性を担保するのかという視点も一定程度考慮する必要があるのかなと感じています。

私から以上です。

○山内座長      ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。

今出ましたけれども、需給調整市場のところがマーケット自体が少しくまくいかないうところがあつたものですから、そういったところの影響も出るかなと思いますが、事務局からコメントをお願いします。

○黒田NW事業監視課長      コメント、御意見を頂きまして、ありがとうございました。

まず、需給調整市場の今年度の状況についてなのですが、この委員会というより

は制度設計専門会合等の委員会ですが、そちらで制度見直しでしたり、監視をどうしていくかといったところは、我々もエネ庁や広域機関とも連携しながら検討しているところですので、まずは需給調整市場、足元の機能をどう担保するかというところはやらせていただくということでございます。それに加えて、レベニューキャップ上の取扱いについても、今後議論をいただければと思っているところでございます。

それから、労務費単価の増加につきましても、御意見があったとおり、まず客観的に確からしいデータなりエビデンスをどう確保するかというところがあると思いますけれども、そういったものを踏まえた上で、何が外生要因に当たるのかといったことの特等踏まえながら、今後検討を進めていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○山内座長      ありがとうございました。

それでこれで議事全て終了ということになりますけれども、期中評価は皆さんの御意見がありました、今回初めてというところがあるので、そういった意味でも皆さんの御意見もあったところで、事務局でやり方、方向性を組み直すということがあろうかと思えます。

それで3番目の廃炉等費用負担金の確認は特に御意見が出ませんでしたので、事務局からの御提案どおりということでよろしいかと思います。

議事は以上で全て終了でございますので、以降、事務局で進行していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      山内座長、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、案が出来次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第60回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——